

不利益処分の処分基準

処 分 名		勧告に従わない旨の公表		
根拠法令及び条項		計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 15 条第 3 項		
所 管 部 課 名		経済部 産業観光課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	法 15 条第 3 項 都道府県知事又は特定市町村の長は、第 12 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 13 条第 1 項若しくは第 2 項の規定を遵守していないため第 1 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 勧告後、30 日を過ぎても改善がない場合、措置命令を、県計量検定所と検討する。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
	備 考			